

## 理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、偽造印紙等を輸入してはならない貨物に追加するとともに、暴力団員であること等を保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に追加するほか、暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。